

三戸町長 様

住 所
氏 名

三戸町空き家バンク登録申込書

三戸町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

登録内容は、三戸町空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載したとおりです。

なお、私は、この事業に関し、住民基本台帳における世帯状況等並びに町に納付すべき町税、保育料、負担金、保険税及び保険料の納付状況等について、三戸町空き家バンク担当課長が調査を行うことに同意します。

記

1 次の事項について、承諾します。

- (1) 登録した空き家に関する情報を、町と利用希望者に提供されること。
- (2) 登録した空き家に関する情報で所有者等以外の情報（所在地、物件の概要及び写真等）を、三戸町の移住定住ポータルサイト及び全国版空き家・空き地バンクへの掲載、窓口での閲覧等で一般に公表されること。
- (3) 空き家バンク登録カードに記入した内容をもとに、現地で空き家の状態を町の担当者が確認するため、固定資産税の課税資料を閲覧すること。

2 次の事項について、誓約します。

- (1) 空き家バンク登録カードの記載内容に偽りがないこと。
- (2) 利用希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、質疑、紛争等については当事者間で解決に当たること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定している暴力団員ではないこと。

3 注意事項

- (1) 三戸町では、情報の提供や必要な連絡調整等を行います。が、空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しません。
- (2) 宅地建物取引業者の仲介を通さない物件については、利用希望者に所有者等の情報を提供します。
- (3) 宅地建物取引業者の仲介には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する範囲内の仲介報酬等が必要となります。
- (4) 申込みされた個人情報、三戸町個人情報保護条例（平成17年三戸町条例第11号）第9条の規定に基づき、空き家バンク制度の目的以外に利用いたしません。
- (5) 三戸町では、空き家バンクの利用により被った損害等については、一切の責任を負いません。